

官廳	勅任		奏任		判任		合計		前年ニ對スル増減	
	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸
官廳	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
內閣	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
宮内省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
外務省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
內務省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
大藏省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
陸軍省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
海軍省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
司法省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
文部省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
農商務省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
遞信省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
元老院	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
警視廳	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
中央衛生會	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
元工部省	1	83	57	79	101	87	133	175	26	42
合計	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42
二十年	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42
十九年	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42
十八年	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42

官廳	勅任		奏任		判任		合計		前年ニ對スル増減	
	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸
北海道廳	1	244	1	195	1	195	1	195	1	195
東京府	1	333	1	233	1	233	1	233	1	233
京都府	1	39	1	16	1	16	1	16	1	16
大阪府	1	17	1	18	1	18	1	18	1	18
神奈川縣	1	17	1	27	1	27	1	27	1	27
兵庫縣	1	33	1	7	1	7	1	7	1	7
長崎縣	1	75	1	4	1	4	1	4	1	4
新潟縣	1	41	1	8	1	8	1	8	1	8
埼玉縣	1	27	1	11	1	11	1	11	1	11
群馬縣	1	33	1	12	1	12	1	12	1	12
千葉縣	1	105	1	8	1	8	1	8	1	8
茨城縣	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19
栃木縣	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6
奈良縣	1	22	1	1	1	1	1	1	1	1
三重縣	1	73	1	7	1	7	1	7	1	7
愛知縣	1	50	1	8	1	8	1	8	1	8
靜岡縣	1	22	1	11	1	11	1	11	1	11
合計	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42
二十年	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42
十九年	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42
十八年	44	4,274	27	3,111	71	6,385	98	9,496	26	42

本表ニ掲グル月俸ハ非職休職ノ支給額ヲ掲グ又准官ハ本官ニ算入ス
 表中ニハ非職及ビ休職ニシテ各廳ニ奉務シ或ハ會社、銀行等ノ業務ニ從事シ月俸ヲ支給
 セザルモノハ算入セズ今其人員ヲ掲グレバ二十年ニ勅任官五人奏任官二十三人判任官
 七十二人合計百人又十九年ニ勅任官八人奏任官八十七人判任官五十七人合計百五十二

人アリ但十八年ハ其調ヲ闕ク○表中ノ員數前年鑑ト差異アルモノハ主管廳ヨリ訂正スベキ申報アリテ改正スル所アルニ由ル

第四百十三

郡區町村吏人員及月俸

每年十二月三十一日調

階級	郡		區		吏		總計
	區長		郡長		書記		
	四等	五等	四等	五等	四等	五等	
人	二	一	三	一	八	一〇	二一
員	一八	二二	二二	二二	一五	一五	一〇七
月俸	一八九九	九〇一	二九〇〇	八二七五	二五〇三七	五五〇	一七、四七五
階級	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上
人	四八三	五、六四四	八八八二	三、二三八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
員	四、五八一	五、六五〇	八、六〇四	二、九五四	一、一七四	一、一七四	一、一七四
月俸	七、一七五	四、二五四	一五、六三三	一、四〇九	一、一七四	一、一七四	一、一七四
階級	二十圓以上	十圓以上	十圓以上	十圓以上	十圓以上	十圓以上	十圓以上
人	一四〇	六九七四	三、八九六	一、〇一〇	六、三〇六	四、四三四	一、〇一〇
員	一、四八	六、八八二	四、一四四	一、一七四	六、五八八	三、七九七	一、一七四
月俸	二、九七九	八、五二七	三、〇九九	一、一七四	一、一七四	一、一七四	一、一七四
階級	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上	六圓以上
人	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
員	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
月俸	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

本表人員ハ本務ニ據テ掲ゲ月俸ハ本務兼務ノ別ナク各々之ヲ受クル所ノ階級ニ據テ掲
 ゴ○本表ハ郡區町村吏ニ係ル全體ノ人員及ビ月俸ヲ示ス但郡區長ハ前ノ各廳別表中ヨ
 リ再掲セシモノナリ次表モ同シ
 沖繩縣各役所並各村役場役員及ビ東京府ノ内伊豆七島ノ役場並村役場役員ハ他ト其制
 異ナルヲ以テ表中ニ算入セズ
 明治二十年同十九年北海道廳區郡吏ハ等級ノ區別申報ナキヲ以テ計中ニ算入ス而
 シテ其人員月俸ヲ掲グレバ即チ左ノ如シ

年次	郡		區		總計
	人員	月俸	人員	月俸	
明治二十年	一	五〇	一	一四	二
同十九年	一	六七	一	一四	二

×印ハ内譯ト符合セザルヲ示スモノナリ

第四百十四

郡區町村吏人員及月俸廳府縣別

每年十二月三十一日調

府縣及北海道	年次	郡		區		吏		町		村	
		人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸	人員	月俸
東京	二十年	二〇	一、〇〇〇	三六	三、九七〇	五五九	七、四六四	一四六	九、九三	二〇五	一、〇五四
京都	二十年	一一	七、六九	一〇〇	一、五六五	二二九	二、九五一	二七二	二、六四四	八五〇	四、一四四
大阪	二十年	一四	八、九八	一三三	一、九四二	二二九	二、〇八一	二七二	二、六四四	八五〇	四、一四四
神奈川	二十年	一五	八、〇八	一四七	二、一四七	二二九	二、〇八一	二七二	二、六四四	八五〇	四、一四四